佐賀県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 14 号

佐賀県庁舎管理規則の一部を改正する規則

佐賀県庁舎管理規則(平成 18 年佐賀県規則第 55 号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

人の表に拘りる規定の以正部方は、下線の部方である。							
改正前			改正後				
(定義)			(定義)				
第2条 この規則において「庁舎」とは、県が日常の事務又は事業 の用に供する建物(その附属工作物及び敷地を含む。)のうち、 専ら次に掲げる事務又は事業の用に供される部分以外の部分をいう。			第2条 この規則において「庁舎」とは、県が日常の事務又は事業の用に供する建物(その附属工作物及び敷地を含む。)のうち、専ら次に掲げる事務又は事業の用に供される部分以外の部分をいう。				
 (1)・(2) 略 (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)<u>第23条第1号</u>に規定する学校その他の教育機関の事務又 は事業 (4) 略 			(1)・(2) 略(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第1号に規定する学校その他の教育機関の事務又は事業(4) 略				
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)					
庁舎の区分	庁舎管理者			庁舎の区	<u></u>	庁舎管理者	
本館、新行政棟 <u>、南別館東庁</u> 舎、南別館 <u>西庁舎</u> 、議会棟	経営支援本部資産活用課長		本館、 会棟	新行政棟、	南別館、議	経営支援本部資産活用課長	
略			略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。